

平成27年度県が実施するいじめ防止のための対策関連事業評価一覧
 施策・事業の目的、評価の観点：「1 相談及び情報収集体制の充実」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題	今後の取組の方向性（改善策等）
1 教育相談事業	子ども(幼児・小・中・高校生など)、保護者、教職員に対して専門的な立場から教育に関する相談を実施する。学業、性格や行動、身体や健康、精神や神経、進路や適性など、個々の状況に応じて、本人及び保護者や学校・教職員に対し相談活動を通して支援・援助を行う。各相談機関とのネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行うための総合窓口とする。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> 子ども(幼児・小・中高校生など)、保護者、教職員に対し、電話相談・来所相談・Eメール・FAX相談により支援・援助を行ってきた。 いじめを主訴とする相談件数は、電話相談が338件、Eメール相談が29件であった。性格・行動(不登校・適応への援助等)を主訴とする来所相談の件数は4,605件であった。その内、「いじめが背景にある不登校」は31件、不登校以外で「いじめ」が40件であった。 上記以外の内容を主訴とする相談の中にも、いじめに発展する可能性のあるトラブルがある。相談の総合窓口として、必要に応じて、学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見、適切な対応を行ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 来所相談件数は、新規相談者数が昨年度との比較で42件減少しているが、総件数は338件の増加があった。この背景には相談員が、相談の主訴に対して丁寧に應對し、相談者との信頼関係を構築して、解決まで支援・援助活動を行っていることが成果としてあげられる。 課題としては、新規相談件数の減少を問題が発生していないことと捉えずに県民、保護者、教職員(学校)に対して、電話相談、来所相談、Eメール・FAX相談の利点を相談者が理解し、適切な相談方法を選択して相談ができるように相談事業内容をホームページの適宜更新や教職員への研修の際に広報して一層の周知をすることである。また、学校や関係機関との速やかな連携を図るための体制を構築することである。 	<ul style="list-style-type: none"> 県民、保護者、教職員を対象としている休日開放事業(教育相談セミナー)Ⅰ・Ⅱで資料(リーフレット)を配布したり、相談事業の説明をしたりして、県民、保護者、教職員への広報活動を推進していくことで教育相談事業の周知徹底をする。 特に教職員(学校)を通じて児童生徒、保護者への教育相談事業内容の周知のため、教職員対象の教育相談研修等の研修事業の際に詳しく丁寧な説明を徹底して広報活動を行う。 「いじめ」が認められる主訴の相談に対しては、保護者からの話を丁寧に聞き取り、速やかに学校等関係機関との連携が取れるように担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化していく。
2 24時間いじめ電話相談	いじめの問題に悩む子どもや保護者がいつでも相談できるよう、休日・夜間を含めた24時間のいじめ電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分～17時15分の間、教育電話相談を実施しているため、その他の時間帯のいじめ相談にかかる電話受付を外部に委託する。文部科学省の取組による「24時間子供SOSダイヤル」開始に伴い、子どもと親のサポートセンターにおいても、9月よりいじめ相談に限らず、教育電話相談の24時間対応を実施。外部委託時間については変更なし。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> いじめが主訴の電話相談は、338件だった。昨年度と比較すると、85件(2.4%)の減少となった。内訳は、平日8:30～17:15は143件(前年度より14件減少)、休日夜間は195件(前年度より71件減少)という状況となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談状況に応じて電話相談対応マニュアルを再検討し、子どもと親のサポートセンター担当者や委託業者間で更に共通理解を図りながら対応することができた。 リピーターや相談が成立しない等の相談者に対して、状況に応じた相談員の対応について、更に共通理解を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと親のサポートセンターとしての電話相談の在り方について再確認し、現状に合った相談者への対応マニュアルについて引き続き見直し、検討していく。 リピーターや学校への抗議(いじめ問題を含め)等の対応について、内容や状況に応じた幅広い対応ができるよう、いろいろなケースの内容や相談員の対応を担当者間で伝達、共有できるように、日々の打合せや引き継ぎを確実に実施していく。
3 学校問題解決支援対策事業	学校等が単独で解決困難な事案に対して、弁護士、精神科医、学識経験者等の委員と教育庁関係課からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、解決に向けて指導助言するなど、学校等が安心して相談できるよう相談体制の充実を図る。また、本事業得られた知見を生かし事例研究を実施することで、ノウハウの普及と学校問題対応能力の向上を図る研修を実施する。	教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、平成22年度より運用を開始し、平成27年度は、6件の案件について協議した。 学校問題の未然防止・早期解決に資する教職員対象の研修を実施した。本研修では、学校問題対策支援チーム弁護士による「学校事故と教職員の安全配慮義務」をテーマとした講演会を実施し、いじめ防止対策についても扱った。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでに計33件の案件について協議し、学校等が単独で解決することが極めて困難と判断された事案について、普段聞くことのできない弁護士等の専門家に相談しながらその対応策を検討し、解決に向けた指導助言を行うことで学校や教育委員会等を支援している。いずれの案件も法的なアドバイスを受ける等、学校の対応方針を立てる上で効果があったと考えている。 希望研修「学校問題解決支援チームに学ぶ」を実施し、専門家からの助言指導や事例研究等を通して、若手教員の学校問題解決対応能力の育成を図るとともに、本事業の周知を行っている。平成27年度の参加者からのアンケートでは、「大変良かった」「良かった」を合わせて、90.3%の回答があり、参加者からは「工夫された研修であり、内容も良い。今後の継続を望む。」などの高い評価を得た。 引き続き、学校等が本事業を活用できるよう周知に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の活用に向けて <ul style="list-style-type: none"> 手続きの一層の簡素化 校長会、教頭・副校長会等、機会をとらえた繰り返しの周知 研修の充実 等 事案の把握に向けて <ul style="list-style-type: none"> 関係課等に向けた聞き取り調査の実施 月次調査等によるより積極的な情報収集 研修会を通じたニーズの把握 等 上記内容に努め、初期対応に遅れが出ることのないよう支援を継続していく。
4 ヤング・テレホン	本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口(ヤング・テレホン)を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。	県警本部	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年中において、501回の相談を受理した(前年比-197回)。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談受理回数が、前年と比較して28.6パーセント減少したが、依然高水準である。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報等を通じて相談窓口についての周知を図ることで、利用を促し、いじめの早期発見に努める。

平成27年度県が実施するいじめ防止のための対策関連事業評価一覧
 施策・事業の目的, 評価の観点: 「1 相談及び情報収集体制の充実」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題	今後の取組の方向性(改善策等)
5 いじめ防止対策等推進事業(千葉県いじめ問題対策連絡協議会の開催)	学校, 教育委員会, 児童相談所, 法務局又は地方法務局, 都道府県警察その他の関係者により構成する協議会を設置し, いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。	指導課	<p>・千葉県教育庁及び知事部局の関係各課, 市町村教育委員会, 児童相談所, 千葉地方法務局, 県警察本部等の機関, 弁護士, 医師, 心理や福祉の専門家の職能団体等, 38の機関・団体の代表者及び会長(千葉県教育委員会教育長)をもって構成された連絡協議会を平成27年7月16日に開催し, 各機関等によるいじめ防止対策等, 有意義な情報交換, 意見交換が行われた。またネットいじめ対策について協議した。</p> <p>・担当者会議に設置した, ネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」を, 平成27年6月3日及び同7月3日に開催してネットいじめ対策について協議し, 本協議会において報告を行った。その後, 平成28年3月14日に「ネットいじめ対策専門部会」を開催し, 来年度の各機関等の取組予定等について情報交換した。</p>	<p>・会議では, 各機関等がそれぞれのいじめ防止対策を認識し合うことができ, 今後のより円滑な連携の在り方について確認することができた。具体的なテーマとして, 専門部会からの報告を受け, 「ネットいじめ対策」について協議することができた。</p> <p>・参加機関等が38と多いため, 事前に各機関等の取組をまとめた資料を作成することにより, 会議の効率化を図ることができた。</p> <p>・いじめ問題の背景にある, 学校の教職員の専門性では対応しきれない様々な複雑な要因に, 関係各機関等が連携協力して対応するための, より効果的な協議会にしていくことが今後の継続した課題である。</p>	<p>・平成28年度も, 7月に「いじめ問題対策連絡協議会」を開催する。また, 平成28年度も引き続き複数回「ネットいじめ専門部会」を行い, ネットいじめ対策について協議する。本連絡協議会では, 具体的なテーマは未定であるが, 平成28年度も情報交換の他に, テーマを設けて協議を行う予定である。</p> <p>・参加機関等の取組については引き続き前もって資料にまとめ, 効率化する。</p>

平成27年度県が実施するいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「2 予防及び早期発見」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題	今後の取組の方向性（改善策等）
6 道徳教育推進プロジェクト事業	小・中・高等学校の各学校段階に応じてより効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、今後の道徳教育の在り方について検討し、千葉県らしい道徳教育を推進することにより児童生徒の道徳性を高めることを目的としている。	指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校用映像教材(生命尊重、良好な人間関係の構築、情報モラルに資する内容)を作成し、県内公立中学校、特別支援学校に配付し、活用を促している。 ・特色ある道徳教育推進校の小・中・高等学校20校が、県作成教材等を活用した授業を公開した。特に、いじめを題材にした映像教材「ひびけ心のリコーダー」「いつのまに・・・」については、発問や教材提示の工夫等、研究がさらに深められた。また、本教材については、保護者会等で、いじめへの対応等の協議にも活用されている。 ・心の教育推進キャンペーンで、各委員の授業を地域に公開するとともに、心の教育啓発ポスターを作成し、県内公立幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校に配付し、活用を促している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校用読み物教材集「明日への扉」に収録されているいじめについての教材の活用を促進している。さらに、平成26年度に作成した「明日への扉Ⅱ」では、無料通信アプリでのいじめに関する教材を収録し、情報モラルに資する内容となっており、道徳の時間に「明日への扉」の実施率は100%である。 ・特色ある道徳教育推進校については、指定校を数を減らすことによって近隣地区での公開授業において参加者が分散することなく、各学校への参加者数を増やすことができた。 ・心の教育推進キャンペーンの授業公開では、学習指導要領における視点「主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」の内容を扱ったものが少なく、その視点の中の内容項目「生命の尊さ」等について、今後「私たちの道徳」や県で作成した映像教材・読み物教材等の積極的活用を研修等で促していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある道徳教育推進校については、新たに幼稚園1園及び特別支援学校1校を加えるとともに、各教育事務所管内で小中学校2校ずつを指定し、地域の中核を担う学校として、高等学校と連携した取組を推進する。 ・心の教育推進キャンペーン実行委員会において、各視点でバランス良く授業公開ができるように、十分な調整を行いたい。
7 いのちを大切にするキャンペーン	児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民・青少年健全育成団体・福祉施設等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者との命を大切にすることをめざすとともに、「いじめや暴力行為(児童虐待、DVを含む)等人権侵害は許されない行為である。」という意識を高めるため各学校において取り組むこととしている。	指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・いのちを大切にするキャンペーンは、すべての公立学校(千葉市立を除く)で実施した。 ・各学校では、「いじめの問題」や「命の大切さ」について児童生徒が主体的かつ真剣に考えることができる活動を重視して学校の実態に応じて取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いのちを大切にするキャンペーンにおいて、いじめをテーマにした学校割合は、小学校で95.8%、中学校で89.6%、高等学校で84.0%、特別支援学校で69.2%となっており、本キャンペーンでいじめ問題を扱った割合は多い。特に高等学校での取組の割合は、平成26年度に比べ約6%上昇した。 ・毎年の実施となるため、取組内容が昨年度と同じものとなり、活動がマンネリ化する傾向がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いのちを大切にするキャンペーンは、条例の施行とともに、いじめ防止啓発強化月間の取組に位置づけ、多くの学校でいじめをテーマとして取り組むよう、各種会議で広報に努める。 ・また、効果的な取組事例を紹介し、内容の充実が図れるようにするため、平成28年度は、県内155校の教職員が一同に介する「いのちを大切にするキャンペーン実践発表会」を実施していく。
8 豊かな人間関係づくり実践プログラムの活用の推進	「豊かな人間関係づくり実践プログラム」は、県教育委員会が作成した「あいさつ」「助け合い」「コミュニケーション能力」等、人間関係づくりに必要な基本的な力を育むことをねらいとした小・中学校9か年にわたる体系的なプログラムである。いじめ対策が課題となる中で、小・中学校における本プログラムの活用を推進している。	教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・改訂した実践プログラムの更なる効果的な活用を推進するため、県内5地区より小・中学校10校をモニター校に指定し推進を図った。 ・教職経験2年目及び3年目の小中学校の教員に対して実践プログラム授業力アップ希望研修を実施し、小学校70名・中学校47名の申し込みがあった。 ・小・中学校の初任者研修で実践プログラムを行うために、千葉県教育振興基本計画と本プログラムとの関わり等について、研修資料を作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・希望研修においては、小学校6カ年、中学校3カ年の全てのセッションの授業を体験することができるので、受講者は体系的なプログラムを実感することができた。 ・プログラムの内容について児童・生徒や学校現場の実態に合わせ、改善していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニター校からの実践報告書の分析を行い、プログラム改訂に向けて準備を進めていく。 ・教育事務所との連携を図り、プログラムを活用した「豊かな人間関係づくり」の授業実践に優れた教員の情報を把握し、研修内容の更なる充実に努めたい。
		指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に「豊かな人間関係づくり実践プログラム」として開発され、義務教育9年間(各学年4時間分)のピアサポートの手法を活用した台本レベルの授業案と教材から構成されている。 ・活用状況については、平成27年度の実績で小学校92.1%、中学校76.1%の活用率となっている。授業を実践している教員の感想としては、周りの人の気持ちを考えることや自分を大切にすることを教えながら授業を進められるとの意見があり、いじめ防止対策のひとつとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業案や教材や台本が県のホームページからダウンロードでき、たいへんわかりやすい構成になっているが、資料が多すぎてどうやって使っていくかわからないという意見もある。 ・学校の年間指導計画における位置づけが難しく、授業を行う時間の確保が難しいという現場の声が多い。特別活動、道徳、総合的な学習の時間に位置付けて実施してよいことになっているが、時間の確保について工夫していく必要がある。実施率については、地区によって差がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校現場は、年間計画に沿って教育活動が実施されるが、様々な課題がある中で、対応することが多く、何を優先するかを取捨選択する必要性を感じている。その中で「豊かな人間関係づくりプログラム」を実施する時間の確保が一番の課題となっている。 ・資料が多く使い方が分からないという課題については、若年層の研修の中で取り上げ研修することと指導主事の学校訪問の中で活用方法の工夫の仕方について周知し実態に合わせた活用を進めていく。 ・実施率についても学校訪問の中で活用方法等について周知していき、実施率を向上していきたい。

平成27年度県が実施するいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「2 予防及び早期発見」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題	今後の取組の方向性（改善策等）
9 いじめ対策等生徒指導推進事業	不登校児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、教員や訪問相談担当教員・SSWの研修、スクールアドバイザー事業等を通して、学校・家庭・関係機関が緊密に連携した支援の整備に係るネットワークづくりを行っている。	指導課	<ul style="list-style-type: none"> 「学校支援事業」としては、所員が学校に訪問し、事例検討会等を行い、教職員の資質力量の向上を図った。教育相談ネットワーク連絡協議会では、事例検討会等を通して地域における効果的な関係機関の連携強化を図った。 子どもと親のサポートセンターにおいて、不登校の子どもに対して、異年齢によるグループ活動により社会性を高める「サポート広場」などを実施し、学校復帰に向けた支援をするとともに、保護者に対しては、発達に即した子どもの理解を深め効果的な支援の在り方を考える懇談会やセミナーを開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「学校支援事業」においては、教職員の資質力量の向上に努め、効果を上げている。相談内容として、福祉的な対応や特別支援を必要とする事例が増加している。 子どもと親のサポートセンターで開催する事業は参加者から良い評価を得ている。しかし遠方の子供や保護者は参加しにくいとの声がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、県内各地で児童生徒や保護者を支援できる体制づくりと、市町村教育委員会等との連携をさらに充実させる。 福祉関係機関（児童相談所・市町村福祉担当課等）とのネットワークの構築や、総合教育センターの特別支援教育部との連携支援を充実させる。
10 不登校支援事業	不登校児童生徒及び保護者等への適切な対応と支援を行う。また、これら不登校児童生徒及び保護者の居場所づくりや進路等に関する情報提供を行う。	指導課	<ul style="list-style-type: none"> 125校（中学校123校、小学校2校）を不登校対策推進校として指定した。校内の不登校児童生徒支援教室へ791名（平均6.3名）の児童生徒が通室しており、その内198名（平均1.6名）の児童生徒が原籍学級へ復帰することができた。復帰率は、25.0%であった。 「地区不登校等対策拠点校」を12校指定し、「地区不登校等児童生徒サポートセンター」を設置した。訪問相談担当教員12名が、家庭訪問等を通じて不登校等の児童生徒とその保護者等に対して、学校復帰を目指すための相談・援助を実施した。相談・援助を行った件数は延べ11,352件、電話対応は延べ2,543件で、そのうち347件が好転した。 	<ul style="list-style-type: none"> 不登校対策推進校においては、担当教員が校内の不登校対策コーディネーターの役割を果し、関係機関との連絡調整や、担任等との定期的な意見交換の場を持つことで効果をあげている。しかし、担当教員を中心としたチームとしての体制整備されていない学校については、効果が上がっていない例がみられた。 相談担当教員一人当たりの携わるケースが相談援助だけでも700件を超える人も複数いる。十分な対応が難しい場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度の不登校対策推進校の取り組みを振り返り、平成28年度の推進校の希望調査を行った。平成28年度の推進校については、活動計画書の提出を求めるとともに、10月以降に推進校への訪問を企画し、開設状況や校内体制の確認及び助言等を行いたい。また、各教育事務所の担当指導主事が学校訪問の際に指導をしたり、市町村教委の担当者に対して助言するなど効果的な運営がなされるように連携を深めていく。 教育事務所ごとに行われるケース会議等を通してスーパーバイザーやスクールソーシャルワーカーと情報共有し、関係機関との連携を深めることで、支援を希望する学校、児童生徒とその家庭に対して適切に対応できる環境づくりをさらに進めていく。
11 スクール・サポーター制度	スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「教職員に対する生徒指導や健全育成に係る助言」、「学校が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。	県警本部	<ul style="list-style-type: none"> 学校派遣活動においては、19校の中学校へスクール・サポーターを派遣した（前年度比+3校）ほか、非行防止教室、学校訪問活動等の各種支援活動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 問題解決の長期化等により、学校からの派遣要請の増加に十分な対応が図れておらず、いじめ問題を含めた問題を抱えた学校への支援体制を拡充する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係部局の理解を得ながらスクール・サポーターの増員を図り、いじめ問題を含め問題を抱えた学校への支援活動を行っていく。
再掲 1 教育相談事業	子ども（幼児・小・中・高校生など）、保護者、教職員に対して専門的な立場から教育に関する相談を実施する。学業、性格や行動、身体や健康、精神や神経、進路や適性など、個々の状況に応じて、本人及び保護者や学校・教職員に対し相談活動を通して支援・援助を行う。各相談機関とのネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行うための総合窓口とする。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> 子ども（幼児・小・中高校生など）、保護者、教職員に対し、電話相談・来所相談・Eメール・FAX相談により支援・援助を行ってきた。 いじめを主訴とする相談件数は、電話相談が338件、Eメール相談が29件であった。性格・行動（不登校・適応への援助等）を主訴とする来所相談の件数は4,605件であった。その内、「いじめが背景にある不登校」は31件、不登校以外で「いじめ」が40件であった。 上記以外の内容を主訴とする相談の中にも、いじめに発展する可能性のあるトラブルがある。相談の総合窓口として、必要に応じて、学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見、適切な対応を行ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 来所相談件数は、新規相談者数が昨年度との比較で42件減少しているが、総件数は338件の増加があった。この背景には相談員が、相談の主訴に対して丁寧に応対し、相談者との信頼関係を構築して、解決まで支援・援助活動を行っていることが成果としてあげられる。 課題としては、新規相談件数の減少を問題が発生していないことと捉えずに県民、保護者、教職員（学校）に対して、電話相談、来所相談、Eメール・FAX相談の利点を相談者が理解し、適切な相談方法を選択して相談ができるように相談事業内容をホームページの適宜更新や教職員への研修の際に広報して一層の周知をすることである。また、学校や関係機関との速やかな連携を図るための体制を構築することである。 	<ul style="list-style-type: none"> 県民、保護者、教職員を対象としている休日開放事業（教育相談セミナー）I・IIで資料（リーフレット）を配布したり、相談事業の説明をしたりして、県民、保護者、教職員への広報活動を推進していくことで教育相談事業の周知徹底をする。 特に教職員（学校）を通じて児童生徒、保護者への教育相談事業内容の周知のため、教職員対象の教育相談研修等の研修事業の際に詳しく丁寧な説明を徹底して広報活動を行う。 「いじめ」が認められる主訴の相談に対しては、保護者からの話を丁寧に聞き取り、速やかに学校等関係機関との連携が取れるように担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化していく。

平成27年度県が実施するいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「2 予防及び早期発見」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題	今後の取組の方向性(改善策等)
再掲 2	24時間いじめ電話相談	いじめの問題に悩む子どもや保護者がいつでも相談できるよう、休日・夜間を含めた24時間のいじめ電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分～17時15分の間、教育電話相談を実施しているため、その他の時間帯のいじめ相談にかかる電話受付を外部に委託する。 文部科学省の取組による「24時間子供SOSダイヤル」開始に伴い、子どもと親のサポートセンターにおいても、9月よりいじめ相談に限らず、教育電話相談の24時間対応を実施。外部委託時間については変更なし。	子どもと親のサポートセンター	・いじめが主訴の電話相談は、338件だった。昨年度と比較すると、85件(2.4%)の減少となった。内訳は、平日8:30～17:15は143件(前年度より14件減少)、休日夜間は195件(前年度より71件減少)という状況となった。	・相談状況に応じて電話相談対応マニュアルを再検討し、子どもと親のサポートセンター担当者と委託業者間で更に共通理解を図りながら対応することができた。 ・リピーターや相談が成立しない等の相談者に対して、状況に応じた相談員の対応について、更に共通理解を図っていく必要がある。	・子どもと親のサポートセンターとしての電話相談の在り方について再確認し、現状に合った相談者への対応マニュアルについて引き続き見直し、検討していく。 ・リピーターや学校への抗議(いじめ問題を含め)等の対応について、内容や状況に応じた幅広い対応ができるよう、いろいろなケースの内容や相談員の対応を担当者間で伝達、共有できるように、日々の打合せや引き継ぎを確実に実施していく。
再掲 4	ヤング・テレホン	本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口(ヤング・テレホン)を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受け、適切な助言・指導を行っている。	県警本部	・平成27年中において、501回の相談を受け受理した(前年比-197回)。	・相談受理回数が、前年と比較して28.6パーセント減少したが、依然高水準である。	・広報等を通じて相談窓口についての周知を図ることで、利用を促し、いじめの早期発見に努める。

平成27年度県が実施するいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題	今後の取組の方向性（改善策等）
12 各種会議等の開催 (指導主事会議、生徒指導連絡協議会、学校人権教育研究協議会、特別支援学校生徒指導主事連絡協議会)	各教育事務所の生徒指導担当指導主事や県立学校の生徒指導主事及び人権教育の担当教諭等を招集し、定期的な会議を実施して、事例研究や最新の情報の共有等を行う。	指導課	<ul style="list-style-type: none"> 各教育事務所の生徒指導担当指導主事や公立高等学校の生徒指導主事等を集めて、それぞれの会議を定期的に開催した。協議会では、県のいじめ防止対策推進条例や千葉県いじめ防止基本方針等の内容を説明等を行った。し、各学校のいじめ防止対策がさらに充実するように努めた。 各市町村教育委員会の学校人権教育担当者、幼稚園・小学校・中学校の管理職、各教育事務所の学校人権教育担当指導主事等を対象とした各種学校人権教育研究協議会等を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 県のいじめ防止対策推進条例等の説明により、各学校のいじめ対策のさらなる充実が資することができた。また、公立高等学校の生徒指導主事を集めた協議会では、いじめに関する班別の協議実施し、各学校の取組や具体的な事例への対応について、参加者が理解を深めることができた。 いじめ問題に関する現在の課題を把握し、基本的な指導方針を確認するなど、共通理解をより一層深める必要がある。 インターネット等を使った誹謗中傷が増加していることから各学校での効果的な取組状況の情報交換等が必要である。 学校人権教育の推進目標及び重点事項の啓発や喫緊の人権課題についての情報を共有するなど、学校人権教育の全体的な推進を図った。 学校人権教育に関する実態調査から、「子ども」「障害のある人」「インターネットを通じた人権侵害」が学校の中でも喫緊の課題になっており、学校としての組織的な取組を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 各協議会において、いじめ問題の対応力を高めるため、課題を踏まえた具体的なテーマ等を設定するなどして、協議内容の一層の充実を図る。 インターネット関係の問題行動についてが増加しており、生徒・職員及び保護者を対象とした研修など、各学校で成果をあげている対策について、積極的に情報交換する場を設けていきたい。 人権教育担当者に対し、人権感覚を高めるためのワークショップや参加体験型の実践的な人権教育の研修や「インターネットによる人権侵害」、「性的マイノリティへの対応」など教職員の多様なニーズに応える研修の充実を図る。
		特別支援教育課	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校生徒指導主事連絡協議会を年2回(6/3.11/1)実施し、主な内容は、特別支援学校における生徒指導上の課題等の協議及び情報交換及びいじめ防止対策の推進についてだった。特別支援学校における生徒指導上の課題等の協議や情報交換だけでなく、学校警察連絡制度やネットパトロールについての講話、特別支援学校における性指導についての実践発表等、各学校の喫緊の課題についての参考となる内容の研修を行い、生徒指導主事の資質向上を図った。 「千葉県いじめ防止基本方針」について説明し、各学校におけるいじめ防止対策の着実な取組を促した。また外部講師による講義を行い「スマートフォン・SNSに関するトラブルと対策について」学び、各学校で生徒指導の充実が図られるよう指導した。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校においては、引き続き高等部生徒の増加により、ネットトラブルや性に関する課題等の生徒指導上の課題が増加しており、今後もこうした課題への対応力を高める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校生徒指導主事連絡協議会において、喫緊の課題について協議したり、最新の情報を提供したりして、更に各学校のいじめ対策を含めた生徒指導の充実が図られるよう指導する。 生徒指導上の課題に係る研究指定を行い、実践報告を通して各学校の参考となる情報の提供を行っていく。早期解決が図られるように、警察等の関係機関との連携を密にするように各学校に働きかけていく。
13 研修事業	<p>いじめ問題対策支援チームの派遣 生徒指導アドバイザー、いじめ問題担当指導主事、臨床心理士等の心理の専門家がチームを組んで、小・中・高等学校を訪問し、学校いじめ防止基本方針やいじめの防止等の対策のための組織、教育相談体制等について指導助言を行うとともに、いじめ問題に関する職員研修を実施する。</p> <p>生徒指導アドバイザーは、県立高校5校に拠点校として配置。(教育事務所管内5地区)チーム派遣による学校訪問を行うとともに、配置校において生徒指導に関するアドバイスや校内巡視、教育相談の補助、校内研修の企画調整等を行う。</p>	指導課	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度からの新規事業として、6月から2月までチームによる訪問を行う。小・中学校は教育事務所が主体となり、管内各5校、計25校を訪問。高等学校は指導課が主体となり、県立高校25校に2回ずつ、50回の訪問を行った。 訪問の際は、授業観察で児童生徒の様子をつかみ、学校からの要望に応じて、いじめや不登校、教育相談等の校内研修や事案に対するケース会議等を実施した。また、児童生徒の問題行動や特別支援教育的な配慮が必要な子どもへの対応、保護者対応などについて、専門性を活かした指導・助言を行った。 生徒指導アドバイザーも、平成27年度からの新規事業であり、八千代西高校(葛南)、関宿高校(東葛飾)、白井高校(北総)、大網高校(東上総)、市原緑高校(南房総)の5校に6月～2月(4時間×90日)配置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業ということで、4月に通知文書を発出したものの、調整が難航し、支援チーム派遣及び生徒指導アドバイザーの配置は6月からになった。 各訪問の時間は4時間ということで、1回の訪問の小・中学校では、時間不足という場合もあった。高校は概ね2回の訪問のメリットを生かすことができた。 高等学校は全ての定時制高校へチーム派遣による訪問を行った。多様な生徒がおり、不登校をはじめとする生徒指導上の課題が多くある学校が少なくなく、各学校は積極的に受け止め、活用してくれた。 本事業の趣旨がよく理解されていなかったため、学校が対応に戸惑っていたり、訪問の機会を十分に生かし切れていないようなケースもあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度については、前年度末から準備を進め、応募日程に余裕を持たせつつ、より早い時期から事業のスタートを図る。 訪問前の学校との情報交換や下準備をしっかりと行い、限られた時間の中で、最大限の効果が上がるよう、日程を工夫する。 チーム派遣後に各学校から提出された報告書や、年度末に行った関係者へのアンケート等の結果をもとに、事業内容の改善を図り、年度当初、4月の会議等で、事業について十分な説明を行う。

平成27年度県が実施するいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「3 人材の確保及び資質の向上」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題	今後の取組の方向性(改善策等)
13 研修事業	<p>【指導課主催の研修】 いじめの問題に特化し、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織のリーダーを養成する新たな研修を実施する。 各学校のいじめ問題への対応力を高めるため、いじめの未然防止、早期発見、早期の適切な対応について、必要な知識、技術、マネジメント力を実践的な講義と演習により育成し、問題の解決に向けた判断力と行動力を発揮する指導者を集中的に養成する。</p>	指導課	<p>・平成27年度は、千葉市を除く公立の全小中高・特別支援学校の管理職を対象に、「いじめ防止対策研修会」及び「児童生徒の自殺予防研修会」を、県内7会場に分けて実施した。県の施策説明、大学教授等の講演、さらに県スクールカウンセラースーパーバイザーの話やいじめ問題に取り組む先進校の発表などを行った。</p>	<p>・いじめ防止対策推進法や県いじめ防止対策推進条例に基づく、学校での具体的な対策方法や危機管理のあり方について、各学校に説明する機会ができたことで、いじめを積極的に認知し、早期に解決するという考え方が浸透した。 ・ここ数年で、様々ないじめ防止等のシステムが整ってきたが、すべての教員が十分に理解しているとは言えない。</p>	<p>・平成28年度は、研修対象者を、校内においていじめの防止等の対策の中心となる生徒指導主事等とし、児童生徒に対して直接指導する機会の多い教員が、迅速かつ適切にいじめ問題に対処する力を育成していく。 ・本事業の主管を、平成28年度より指導課から子どもと親のサポートセンターへ移管する。</p>
	<p>いじめ問題対策リーダー養成集中研修 各学校のいじめ問題への対応力を高めるため、いじめの未然防止、早期発見、早期の適切な対応について、必要な知識、技術、マネジメント力を実践的な講義と演習により育成し、問題の解決に向けた判断力と行動力を発揮する指導者を集中的に養成する。</p>	指導課	<p>・県立鴨川青年の家において、2泊3日の研修を実施した。研修には、県内の小中高、特別支援学校の教員239名が参加し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に関する講義や演習などを集中的に行った。</p>	<p>・研修では、大学教授や弁護士、臨床心理士など多彩な講師陣から講義を受け、その後、テーマをもとに、班別協議を行う参加型の研修形態を重視した。 ・宿泊の中で、異校種の教職員とも交流が図られた。 ・限られた時間の中で行うため、班別研修では参加者の意見交換に十分な時間を確保できなかった。</p>	<p>・5年間で、千葉市を除く全公立小中高等学校及び特別支援学校から参加できるように計画していく。 ・参加者が、研修の成果を学校や地域で、いじめ防止等のための対策の推進役となり、各学校のいじめ問題への対応力を向上するよう、研修内容や研修形式についての改善を図る。 ・班別研修では、班の構成や進め方等の工夫を加え、参加者が十分に意見交換できるようにしていく。 ・本事業の主管を、平成28年度より指導課から子どもと親のサポートセンターへ移管する。</p>
	<p>【総合教育センターの研修事業】 ・初任者研修、経験者研修、教務主任研修、新任教頭研修、新任校長研修等でいじめの問題を扱っている。 ・学び続ける教師のためのリーダー養成塾という取組を実施しており、その中で今日的課題としていじめの問題を扱っている。 ・情報モラル指導実践研修や視聴覚教育メディア研修等を実施しており、その中でネットいじめ防止について扱っている。</p>	総合教育センター	<p>・研修は29研修延べ36日実施し、研修参加者数は4944名であった。昨年までの初任研、5年研、10年研、リーダー研、教務主任研に加え、新任教頭研、新任校長研、新任養護教諭研にいじめに特化した研修を取り入れた。研修は22研修、のべ27日実施した。研修参加者数は、4576名であった。初任研、5年研等の前期層の研修、10年研等の中期層の研修、新任校長研修等の後期層の研修と、各層で実態に応じた研修を行った。具体的にはいじめへの対応、未然防止、人間関係づくり等の講話・協議・事例演習を行った。 ・学校運営の中核を担うミドルリーダーとしての資質能力を高めるための休日開放事業において、今日課題への対応としていじめ問題を扱った。 ・学校支援事業(情報モラル関係)として、県内小学校、高校、特別支援学校、民間研究会の研修会講師として児童・生徒、教職員、保護者約2,000名に指導助言を行った。 ・情報モラル研修は初任研で各校種1日、情報教育推進リーダー養成研修や情報モラル指導者実践研修や視聴覚教育メディア研修の中でネットいじめの防止について扱った。</p>	<p>・いじめ対応の研修参加者の前期層(経験1年~10年)の教員の割合は80%を占めている。中期・後期層(11年目以降)対象の研修の確保が課題である。前期層の研修参加者数に比べ、後期層の研修参加者数が少ない。 ・ネットいじめ防止については、講話や演習が中心になっている。生徒向けの情報モラル教育のための教材が現状に追いついていない。ラインやツイッター等の模擬体験の場ができていない。情報モラル関係の児童生徒の実態把握ができていない。また、教員の情報モラル教育の具体的な取組状況の把握ができていない。</p>	<p>・前期層の研修の質の向上を図るため、講義形式からグループ討議を入れた演習等を取り入れていく。後期層の研修参加者に地域や学校で研修内容を還元していくように周知する。 ・中期層・後期層リーダー層の研修の場の確保として、学び続ける教師のためのリーダー養成塾(旧出前リーダーサポート塾)を全県下に広報し活用を図る。 ・SNS体験アプリの開発については、方向性を変え「生活を豊かにするSNS利用に関する指導法の研究」-SNS体験ツールの開発を通して一として研究を進めることとした。 ・平成27年度中に全県内の児童・生徒、教職員約14,000人を対象に情報モラル関係調査を実施した。平成28年度は、調査結果を精査し、上の研究に反映させる。</p>

平成27年度県が実施するいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「3 人材の確保及び資質の向上」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題	今後の取組の方向性(改善策等)
13 研修事業	【子どもと親のサポートセンターの研修事業】 小・中・高校生指導研修や教育相談基礎研修・上級研修・学校カウンセリング専門研修において、いじめ問題をテーマに具体的な事例検討を行うなどの研修を実施している。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> いじめを予防する手立てとして、構成的グループエンカウンターなどを学ぶ機会を設定し、学校現場での集団作りに役立つ研修を実施した。 いじめが起こってから対応を学ぶだけでなく、いじめ予防の視点での研修内容を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な校種の課題に具体的に対応できる研修を企画する必要がある。 より幅広い視点からいじめを理解できる研修を企画する。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの構造について具体的な事例から学べる研修を企画する。 問題解決型の研修内容から、開発・予防的な視点での研修を増やし、担当者と講師の打ち合わせを綿密にしながら受講者のニーズにあった研修を企画、運営する。 来年度「いじめ問題対策リーダー養成集中研修」「いじめ防止対策研修会」及び「児童生徒の自殺予防対策研修会」を実施するにあたり、内容を精選しより一層の研修の充実を図る。
14 スクールアドバイザー事業	学校が主催する生徒指導及び家庭教育に関する研修会や講演会等に、心理学や生徒指導を専門とする大学教授等を講師として学校に派遣する。千葉県スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、訪問相談担当教員の抱える悩み等の具体的な問題への対応のために、より高度な専門知識・技能等を有する有識者等から指導助言を受け、支援することを目的として、スーパービジョンを開講する。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識や技能をもった大学教授、講師、民間人、スクールカウンセラー等、88名がスクールアドバイザーとして登録している。 本年度は206件の活用申込みがあり、教職員の研修、事例検討会等に活用された。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度は利用した学校及びスクールカウンセラー等からのアンケートで100%の肯定的な回答を得ることができた。 事業活用の方法や内容についての広報活動を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年作成している「スクールアドバイザー事業の手引き」やホームページを見直し、見やすく利用しやすいものにする。 年度当初に各学校種の管理職を対象とする研修会等で「スクールアドバイザー事業の手引」を配付するとともに、事業の活用について説明する。 各研修会・会議等において、広報活動を推進する。 当センターが発行している「サポートセンターニュース」で活用を促す。
15 いじめ・不登校等生徒指導の充実のための教員加配、非常勤講師の配置	いじめ・不登校等の問題行動に対応し、学校における生徒指導の充実を図ることを目的として、教員の加配、非常勤講師の配置を行う。	教職員課	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度は、国から措置される定数と県単の定数を活用して、いじめや不登校など、児童生徒の問題にきめ細かな対応をするための教員を、全学校種で338名を配置した。また、生徒指導の充実を図るための非常勤講師を状況に応じて適宜配置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 成果については、不登校支援で加配を継続した中学校の76.2%で不登校出現率が減少した。また、適応指導教室指導員や担当教員、加配教員、担任がより密接に連携することで、指導の継続性が図られ、児童生徒の改善が図られるようになった。加配継続校では、適応指導教室への通級率が上昇した。 人的措置について、各市町村からあがってくる要望数のすべてには応じきれない。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員定数は、国が措置することが基本であることから、今後も、様々なルートを通じて、国に定数改善の要望をしていく。
16 特別非常勤講師配置事業(臨床発達心理士等含む)	特別支援学校では、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が顕著であるため、一人一人の教育的ニーズに対応した適切で、専門的な支援・指導の一層の充実が必要である。教員免許状は有しないが、各種分野において優れた知識や技術を有する社会人から指導・支援を受けられるよう、特別非常勤講師として特別支援学校に配置し、教科の一部又は自立活動を担当し、指導と評価を行っている。	特別教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度は、28校に53名の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家を配置し、専門的な立場から、自立活動等に関する指導、評価を得て、一人一人に応じてより適切な指導支援につなげるとともに、教員の専門性の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 53名のうち、臨床心理士は4名、臨床発達心理士2名、精神科医1名が配置され、心理的なケアが必要とされる児童生徒へのかかわり方について、専門的な指導助言を受け、教職員の知識や指導力の向上につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の専門性の向上に向け、専門家の配置をした学校は継続し、配置をしなかった学校については、事業の周知を図っていく。 特別支援学校は、スクールカウンセラーの配置がないため、いじめの案件が上がった時の児童生徒の心理的なケアのために、緊急的に雇用できる方策を探りたい。

平成27年度県が実施するいじめ防止のための対策関連事業評価一覧
 施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題	今後の取組の方向性（改善策等）
17 いじめ防止対策等推進事業(スクールカウンセラーの配置)	いじめや不登校等の問題行動に対応し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることを目的として、心理臨床の専門家をスクールカウンセラー(SC)として学校に配置する。	指導課	<ul style="list-style-type: none"> 千葉市を除く全公立中学校(326校)及び県立高等学校80校のスクールカウンセラー配置に加え、問題行動等の低年齢化に伴う小学校への対策として、スクールカウンセラーを70校、教育事務所等に11名を配置した。また、中学校重点校として5校(各教育事務所管内に1校ずつ)には、スクールカウンセラーを週2日配置とした。高等学校においては、グループ化を図り、未配置校への対応をしやすいとした。 	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー配置校においては、教育相談体制をより一層充実させることができ、児童生徒のカウンセリングや、保護者からの相談に対する助言・援助、また教職員への助言・援助などにより、問題行動等の早期発見や早期対応に向け、スクールカウンセラーは効果的に機能している。 小学校は配置校数が少なく、各自治体独自配置のスクールカウンセラー等の配置状況により教育相談体制の充実度に地域差がみられる。 中学校・高等学校は相談数が多く、配置時数の中で職員への連絡等に充てる時間の確保が難しい。 高等学校の未配置校については、グループ化を活用しているものの相談の機会を得にくい状況が続いている。 スクールカウンセラーの人材確保については、地域による格差が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校配置を105校に拡充した。地域の状況を考慮しながら、スクールカウンセラーの配置に努めたい。 高等学校においては、問題行動等を多く抱える学校に配置し、未配置校に対しては、1校に対して2校程度の配置校をグループとすることで、教育相談体制の充実に向けていく。 小中学校及び高等学校においてスクールカウンセラーの配置時数の拡充及び人材の確保、適性配置に努めたい。
18 スクールカウンセラー配置校(私立学校)への支援	いじめや不登校等について児童生徒、保護者、教員の抱える悩みを受け止め、個々の事案について適切に支援・対応するために、私立学校における教育相談体制を整備する。従来の学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るために、学校の養護教諭の他に外部の専門性をもった臨床心理士などの児童生徒の内面的な問題に関する専門家を「スクールカウンセラー」として配置し、教育相談体制を整備し支援機能の充実を図る。	学事課	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図った。私立学校46校に対して26,220千円を交付した。 	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーの活用をさらに促す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に事業の活用を周知する。
19 いじめ防止対策等推進事業(スクールソーシャルワーカーの配置)	問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけを支援するスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置している。	指導課	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度は、スクールソーシャルワーカーとして、社会福祉士等の資格を有する者を引き続き5名雇用し、不登校等対策拠点校5校に年間543時間の配置をした。 スクールソーシャルワーカーは、各学校等の求めに応じて、問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境の問題への働きかけや関係機関等の連携・調整を行った。具体的には、ケース会議で福祉的な立場からの支援方法を提案したり、関係機関を訪問し連携できる内容を確認したりした。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度からスクールソーシャルワーカーの配置先を拠点校に変更して2年目になったことで、学校等での認知が高まり、今まで以上に活用が図られるようになった。 スクールソーシャルワーカーの活動範囲が広く、支援対象となる学校数も多い。更なる配置の充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカーを有効に活用するために、今後も具体的な活用例などを紹介するなどして、学校等への周知を工夫していく。 課題を持った児童生徒に対して適切かつ迅速に対応するためにスクールソーシャルワーカーの配置の充実を努めたい。平成28年度は、これまでの5人から8人に増員することで、活動範囲の縮減を図り、対応がしやすいようにする。
20 地域連携アクティブスクールの設置(スクールソーシャルワーカーの配置)	「県立学校改革推進プラン」に基づき、地域の教育力を活用して自立した社会人を育成する地域連携アクティブスクールに社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒の相談に応じるとともに関係機関と連携した援助を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ防止の観点も含めたきめ細かな支援体制を整備する。	県立学校改革推進課	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度は、地域連携アクティブスクール2校にスクールソーシャルワーカーを配置した。 スクールソーシャルワーカーは、様々な困難を抱える生徒に対して、生徒本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部関係機関等と連携しながら、生徒を取り巻く環境に働きかけるなど、より多面的に支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止の観点も含め困難を抱えた生徒に対して、スクールソーシャルワーカーの配置によりきめ細かな校内体制の充実が図れている。 生徒の置かれた様々な環境の問題への働き掛けのため、スクールソーシャルワーカーを介して多種多様な外部関係機関との円滑な連携が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携アクティブスクールの設置校へのスクールソーシャルワーカー継続配置に努めたい。

平成27年度県が実施するいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「3 人材の確保及び資質の向上」

再掲	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題	今後の取組の方向性(改善策等)
再掲 3	学校問題解決支援対策事業	学校等が単独で解決困難な事案に対して、弁護士、精神科医、学識経験者等の委員と教育庁関係課からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、解決に向けて指導助言するなど、学校等が安心して相談できるよう相談体制の充実を図る。また、本事業得られた知見を生かし事例研究を実施することで、ノウハウの普及と学校問題対応能力の向上を図る研修を実施する。	教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、平成22年度より運用を開始し、平成27年度は、6件の案件について協議した。 学校問題の未然防止・早期解決に資する教職員対象の研修を実施した。本研修では、学校問題対策支援チーム弁護士による「学校事故と教職員の安全配慮義務」をテーマとした講演会を実施し、いじめ防止対策についても扱った。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでに計33件の案件について協議し、学校等が単独で解決することが極めて困難と判断された事案について、普段聞くことのできない弁護士等の専門家に相談しながらその対応策を検討し、解決に向けた指導助言を行うことで学校や教育委員会等を支援している。いずれの案件も法的なアドバイスを受ける等、学校の対応方針を立てる上で効果があったと考えている。 希望研修「学校問題解決支援チームに学ぶ」を実施し、専門家からの助言指導や事例研究等を通して、若手教員の学校問題解決対応能力の育成を図るとともに、本事業の周知を行っている。平成27年度の参加者からのアンケートでは、「大変良かった」「良かった」を合わせて、90.3%の回答があり、参加者からは「工夫された研修であり、内容も良い。今後の継続を望む。」などの高い評価を得た。 引き続き、学校等が本事業を活用できるよう周知に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の活用に向けて <ul style="list-style-type: none"> 手続きの一層の簡素化 校長会、教頭・副校長会等、機会をとらえた繰り返し周知 研修の充実 等 事案の把握に向けて <ul style="list-style-type: none"> 関係課等に向けた聞き取り調査の実施 月次調査等によるより積極的な情報収集 研修会を通じたニーズの把握 等 <p>上記内容に努め、初期対応に遅れが出ることのないよう支援を継続していく。</p>
再掲 11	スクール・サポーター制度	スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「教職員に対する生徒指導や健全育成に係る助言」、「学校が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。	県警本部	<ul style="list-style-type: none"> 学校派遣活動においては、19校の中学校へスクール・サポーターを派遣した(前年度比+3校)ほか、非行防止教室、学校訪問活動等の各種支援活動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 問題解決の長期化等により、学校からの派遣要請の増加に十分な対応が図れておらず、いじめ問題を含めた問題を抱えた学校への支援体制を拡充する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係部局の理解を得ながらスクール・サポーターの増員を図り、いじめ問題を含め問題を抱えた学校への支援活動を行っていく。

平成27年度県が実施するいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「4 啓発」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題	今後の取組の方向性（改善策等）
21 いじめ防止対策等推進事業（いじめ防止対策等に関する啓発資料作成）	いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応、関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また、家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。	指導課	<ul style="list-style-type: none"> いじめの防止等に関する児童生徒の意識啓発を図るため、いじめに対する考え方や、相談窓口等について記載した、児童生徒向けの「いじめ防止啓発カード」（名刺サイズ、カラー印刷、発達段階に合わせた3種類）を作成し、県内全ての国・公・私立の小・中・高・特別支援学校的全児童生徒に、それぞれ必要な種類を配付した。 昨年度作成した、「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を増刷し、県内の全ての国公立学校に配付した。また、昨年度作成した、発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を増刷し、県内全ての国公立学校に配付した。（いずれも平成29年度入学・進級児童生徒・保護者用） 各学校におけるいじめ防止等の取組の充実、教職員の指導力の向上を図るため、昨年度作成した「教職員向けいじめ防止指導資料集」については、各種研修等で積極的に活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止啓発カード」は、表面では「いじめは絶対に許さない」という強い決意と、いじめに対する「4つの勇気（はなす勇気、やめる勇気、とめる勇気、みとめる勇気）」を示し、いじめに悩む子供たちに語りかけるとともに、加害者・傍観者にならないよう呼びかけており、裏面では「一人で悩まないで」と呼びかけて、主な相談窓口の電話番号等を紹介している。名刺サイズのカードを全ての子供たちに配付し、常時携帯してもらうことにより、必要なときにいつでもいじめについて考えたり、相談窓口が分かることによる効果が期待できる。 教職員向け指導資料集、保護者向け及び児童生徒向け啓発リーフレット、児童生徒向け啓発カードのいずれも、有効に活用してもらうため、今後も継続して様々な機会に広報し、周知を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種会議や連絡協議会等での指導・啓発資料についての広報、各種研修での指導・啓発資料の活用、活用例の紹介など様々な機会を通して、効果的に活用されるよう努めたい。 平成28年度入学・進級する児童生徒用に「いじめ防止啓発カード」を増刷して配付する。 平成29年度入学・進級する児童生徒用に「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を増刷して配付する。 平成29年度入学する小学校1年生の保護者用に「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を増刷して配付する。
22 「学校から発信する家庭教育支援プログラム」活用推進事業	自主的な学習機会への参加が難しい家庭や子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、すべての家庭の教育力向上を図る。「子どもとの会話や過ごし方」「心の成長」「いじめ」等について、親としての気付きを促す家庭教育支援資料を、CDに収録している。県内の公立保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、及び公立高等学校等を通じて、各家庭に家庭教育支援資料を配布したり、学級懇談会での講義資料として利用するなどの有効的な活用を推進する。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 11月15日の「家族の日」とその前後の「家族の週間」に合わせて、本プログラムの中から、特に「親子のコミュニケーション」や「子どもとの会話や過ごし方」等について活用するよう、幼稚園・保育所・小学校・中学校等に改めて依頼した。 検討会議を経て、「しつけ」「スマートフォンの使用」「薬物乱用防止」について追加資料を作成した。 平成27年度活用状況：保育所：29.7%、幼稚園：70.2%、小学校：89.1%、中学校：86.2% 	<ul style="list-style-type: none"> 就学前健康診断や入学説明会、入学式、保護者会など多くの保護者が集まる機会をとらえ、資料の配布や啓発に本プログラムが活用された。 現在ホームページからCD版の一部をPDFでダウンロードして使用できるようになっている。新たな資料の追加に伴い、さらに活用を促進するためにPDF資料の他に編集可能なデータ資料を追加することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度も引き続き活用の促進に努めていくとともに、より活用しやすいように編集可能なデータ資料としてホームページに追加する。
23 ウェブサイト「親カアッピーいきいき子育て広場」事業	生活習慣や学習習慣など、家庭で直面する問題への知識や手立てをウェブサイトに掲載し、家庭の教育力向上を図る。具体的には、家庭でいじめの予兆に気付くためのポイントやいじめを発見した際の子どもへの関わり方等を掲載した「子育て豆知識」の他、子育て失敗談、家庭学習、不登校、進路などについて、子どもの発達段階に応じた関わり方をインターネットで発信。携帯電話からも利用できる。教育庁内の関係課や知事部局の子育て支援に係る課と連携した情報提供を行う。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 子育てや家庭教育支援に係る知事部局・教育庁関係各課からの情報に加え、携帯電話やスマートフォンの安全な使用に関する知識や危険性について啓発する外部サイトも併せて紹介した。 平成27年度のアクセス数（平成28年3月末現在）28,186（パソコン・スマートフォン23,719携帯4,467件） 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、家庭教育に関して近年課題となっている内容等を踏まえた情報の提供を心掛けるとともに、引き続き、掲載内容を毎月確認し、随時更新することにより内容の充実を図ることや、市町村や各種団体に向けてウェブサイトのリンク貼り付けを促し、保護者へのサイトの周知に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度も引き続き、家庭教育推進委員会をとおして、家庭教育に係る関係各課の取組や情報の収集・共有化を図るとともに、外部コンテンツ等へのリンクを含め、家庭教育に関連する各種取組をウェブサイトから発信する。

平成27年度県が実施するいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「4 啓発」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題	今後の取組の方向性(改善策等)
24 人権啓発活動推進事業	児童・生徒の学校におけるいじめ, 及びそれを原因とした自殺が発生しており, 県としても人権啓発の観点から早急な対応が必要と考え, 国(千葉地方法務局)等関係機関と連携を図り, 人権啓発ビデオの貸し出し, 人権問題講師紹介事業, Jリーグと連携・協力した啓発活動等を実施している。	健康福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> 県内小・中・高等学校等への啓発ビデオの貸出し: 貸出件数46件(視聴人数11,972名) 人権問題研修会支援事業: 講師派遣実績 11件(参加人数2,918名) Jリーグ(ジェフユナイテッド市原・千葉及び柏レイソル)と連携・協力した啓発活動 「みんなで『人権サポーター』になろう。」というメッセージとともに相談連絡先の周知を図り, いじめ撲滅に向けた取組みを実施した。 スタジアム啓発の実施 日時:平成27年9月23日(水・祝) 場所:フクダ電子アリーナ 内容:啓発グッズの配布等 ポスターの作成, 配布(2,500枚) 	<p>(成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権週間を中心にいじめをテーマとしたビデオの貸出があり, 学校等においてビデオを効果的に活用した啓発活動が行われた。 ポスターには, 24時間子供SOSダイヤル及び子どもの人権110番(法務局)を掲載し, 県内各小・中・高校等に配布した。配布先におけるアンケートの結果, 約70%が「興味を持って見る事ができた」と答え, 約30%が「連絡先を知るきっかけとなった」と答えた。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット(SNS)上でのいじめ問題等, 新たないじめ問題に対応した内容のDVDが少ない。 いじめ相談ダイヤルの周知を目的としたポスターについて, 各学校に1部ずつ配布しているが, 校内のより多くの場所に掲示したいという要望があったため, 対応を検討する必要がある。 	<p>(今後の取組の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの実態に合ったDVDを追加するとともに, より多くの教育機関で利用されるよう引き続き事業の周知を図っていく。 いじめや子どもの人権に関する相談窓口について, 今後も引き続き周知を図っていく。 ポスター作成部数の増加を検討する。
25 子ども・若者育成支援事業(子ども・若者のための相談・支援機関ガイド作成, 配布)	困難を抱える若者を適切な支援に結び付けるため, ライトハウスちば及び各支援機関を紹介したリーフレット, ポスターを印刷し, 各支援機関・学校等において配布する。	県民生活・文化課	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット・ポスターを作成し, 市町村や学校, 医療機関(精神科診療所)等に活用や配布を依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> 困難を抱える若者やその支援者に必要な情報が伝わるよう, 効果的な広報・啓発をしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村や学校, 各支援機関の意見を聞きながら, 配布先の検討などを行い, より効果的な広報・啓発に努めていく。
26 青少年総合対策本部事業(青少年を健全に育てる運動ポスター作成・配付)	青少年の健全育成を目的として, 国・県関係機関及び市町村等と連携して啓発活動を行う。	県民生活・文化課	<ul style="list-style-type: none"> 啓発ポスターを作成し, 庁内関係機関, 県内小中高等学校, 市町村, 青少年育成団体, 鉄道会社等へ配付し掲示依頼を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 各機関に掲示していただいた。今後も効果的な広報・啓発をしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係諸機関の意見を聞きながら, より効果的な配付先等について検討していく。
27 非行防止教室	非行防止教室は, 児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として, 小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て, 少年補導専門員などの警察職員を派遣し, 教材を使用して開催している教室であり, 児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。	県警本部	平成27年中において, 436回開催した(前年比+64回)。	<ul style="list-style-type: none"> 少年を巡る問題は, 凶悪・悪質な事件の発生やいじめ問題など, 加害と被害の両面において, 深刻な状況にあることから, 少年の規範意識の向上が一層求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 少年の規範意識の向上は, 犯罪の抑止のみならず, いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから, 学校の理解と協力を得て, 今後とも積極的に実施する。

平成27年度県が実施するいじめ防止のための対策関連事業評価一覧
 施策・事業の目的, 評価の観点: 「5 ネットいじめ対策」

No.	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題	今後の取組の方向性(改善策等)
28	青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)	県内全ての中学校、高等学校、特別支援学校の生徒が行っているSNSなどについて監視し、特に問題のある書き込みを発見した場合に、教育委員会等関係機関に連絡をし、削除等の指導を依頼する。	県民生活・文化課	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット監視員を2名配置し、県内全ての中学校・高等学校、特別支援学校の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては、教育委員会、警察等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。(27年度実施状況:問題のある書き込みをした生徒の総数6,029人、そのうち特に問題のある書き込み1,078件) ・ネットパトロールの結果と情報を公表するとともに、要請に応じ、児童・生徒、保護者、学校関係者に向けて講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った。(27年度実績:59回、参加者16,958名)また、講演の内容について理解定着を促すため、講演に活用するリーフレットを作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携を図り、特に問題のある書き込みについての情報提供を速やかに行うことができた。 ・ネットパトロールで得た情報を講演内容に盛り込むことで、インターネット適正利用について、参加者の意識を高めることができた。 ・問題のある書き込みは依然として増加しており、インターネットの適正利用についての啓発を効果的に実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、ネットパトロールを継続し、子どもたちを見守りながら、関係機関と連携・協力し、指導や保護につなげていく。 ・講演でリーフレットを活用するなど、引き続き効果的な啓発を進めていく。
			指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活・文化課からの情報提供を受けて該当の県立学校に情報提供し、当該生徒への確認、書き込みの削除、トラブル・問題行動への対応・指導、保護者への連絡、生徒への心のケアなど、適切な対応を依頼している。 ・指導課は学校に、情報提供を行った案件について対応後に情報提供するように求めており、対応法について学校の相談に乗ったり、必要に応じて指導・助言したりした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生による、不適切、不用意な書き込みは増加している。特に「無料通信アプリ」や「つぶやきサイト」への書き込みについて、限定された空間ではないという意識が薄く、トラブルが多く発生している。情報モラル教育の更なる充実が喫緊の課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策連絡協議会担当者会議ネットいじめ対策専門部会において引き続き対応策を検討する予定である。 ・「情報モラル講習会への講師派遣事業【新規】」を新たに立ち上げ、小・中・高等学校等で行われる教職員研修等に講師を派遣し、情報モラル教育の充実を図る。
			学事課	<ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校に係るネットパトロールの情報について、当該校に注意喚起と指導を依頼することが主な業務である。当該校の管理職に一報を入れ、内容の確認を依頼するとともに、削除依頼を含めた指導を依頼している。 ・学校の指導により、状況の沈静化が図れていると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンネットワークへの対応が可能な一方でクローズドネットワークには対応できない状況である。ラインいじめが問題視される状況で、どのような対応が可能か見極める必要がある。 ・特定の学校への対応が集中するケースも見られた。インターネット利用に係る啓発活動を更に進めていくことが必要である。 ・指導する教員サイドの知識・理解が追い付いていない状況も見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導する側の教職員向けの研修の推進に向けた働きかけを進めていく。
29	青少年非行防止対策事業(非行防止リーフレットの作成・配布)	非行防止に対する親の心構え及び相談機関の案内等を記したリーフレットを作成し、新中学生の保護者に配付することにより、非行防止の啓発を図る。(新中学生版) 非行防止に対する心構え及び相談機関の案内等を記したリーフレットを作成し、新高校生に配付することにより、非行防止の啓発を図る。(新高校生版)	県民生活・文化課	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止リーフレットを新中学生の保護者及び新高校生に対し各65,000部配付した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ関係機関を含め配付できた。インターネットに潜む危険に直面する新中学生の保護者や新高校生に対し必要な情報が伝わるよう、今後も効果的な広報・啓発をしていく必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や学校、各関係機関の意見等を参考に、より効果的な広報・啓発に努めていく。
再掲5	いじめ防止対策等推進事業(千葉県いじめ問題対策連絡協議会の開催)	学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成する協議会を設置し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。	指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、38の機関・団体の代表者及び会長(千葉県教育委員会教育長)をもって構成された連絡協議会を平成27年7月16日に開催し、各機関等によるいじめ防止対策等、有意義な情報交換、意見交換が行われた。またネットいじめ対策について協議した。 ・担当者会議に設置した、ネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」を、平成27年6月3日及び同7月3日に開催してネットいじめ対策について協議し、本協議会において報告を行った。その後、平成28年3月14日に「ネットいじめ対策専門部会」を開催し、来年度の各機関等の取組予定等について情報交換した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議では、各機関等がそれぞれのいじめ防止対策を認識し合うことができ、今後のより円滑な連携の在り方について確認することができた。具体的なテーマとして、専門部会からの報告を受け、「ネットいじめ対策」について協議することができた。 ・参加機関等が38と多いたが、事前に各機関等の取組をまとめた資料を作成することにより、会議の効率化を図ることができた。 ・いじめ問題の背景にある、学校の教職員の専門性では対応しきれない様々な複雑な要因に、関係各機関等が連携協力して対応するための、より効果的な協議会にしていくことが今後の継続した課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度も、7月に「いじめ問題対策連絡協議会」を開催する。また、平成28年度も引き続き複数回「ネットいじめ専門部会」を行い、ネットいじめ対策について協議する。本連絡協議会では、具体的なテーマは未定であるが、平成28年度も情報交換の他に、テーマを設けて協議を行う予定である。 ・参加機関等の取組については引き続き前もって資料にまとめ、効率化する。

平成27年度県が実施するいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「5 ネットいじめ対策」

再掲 13	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題	今後の取組の方向性(改善策等)
	研修事業	<p>【総合教育センターの研修事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修, 経験者研修, 教務主任研修, 新任教頭研修, 新任校長研修等でいじめの問題を扱っている。 ・市町村教育委員会の要請を受けて出前リーダー養成塾という取組を実施しており, その中で今日的課題としていじめの問題を扱っている。 ・情報モラル指導実践研修や視聴覚教育メディア研修等を実施しており, その中でネットいじめ防止について扱っている。 	総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・研修は29研修延べ36日実施し, 研修参加者数は4944名であった。昨年までの初任研, 5年研, 10年研, リーダー研, 教務主任研に加え, 新任教頭研, 新任校長研, 新任養護教諭研にいじめに特化した研修を取り入れた。研修は22研修, のべ27日実施した。研修参加者数は, 4576名であった。初任研, 5年研等の前期層の研修, 10年研等の中期層の研修, 新任校長研修等の後期層の研修と, 各層で実態に応じた研修を行った。具体的にはいじめへの対応, 未然防止, 人間関係づくり等の講話・協議・事例演習を行った。 ・学校運営の中核を担うミドルリーダーとしての資質能力を高めるための休日開放事業において, 今日課題への対応としていじめ問題を扱った。 ・学校支援事業(情報モラル関係)として, 県内小学校, 高校, 特別支援学校, 民間研究会の研修会講師として児童・生徒, 教職員, 保護者約2,000名に指導助言を行った。 ・情報モラル研修は初任研で各校種1日, 情報教育推進リーダー養成研修や情報モラル指導者実践研修や視聴覚教育メディア研修の中でネットいじめの防止について扱った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応の研修参加者の前期層(経験1年~10年)の教員の割合は80%を占めている。中期・後期層(11年目以降)対象の研修の確保が課題である。前期層の研修参加者数に比べ, 後期層の研修参加者数が少ない。 ・ネットいじめ防止については, 講話や演習が中心になっている。生徒向けの情報モラル教育のための教材が現状に追いついていない。ラインやツイッター等の模擬体験の場ができていない。情報モラル関係の児童生徒の実態把握ができていない。また, 教員の情報モラル教育の具体的な取組状況の把握ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期層の研修の質の向上を図るため, 講義形式からグループ討議を入れた演習等を取り入れていく。後期層の研修参加者に地域や学校で研修内容を還元していくように周知する。 ・中期層・後期層リーダー層の研修の場の確保として, 学び続ける教師のためのリーダー養成塾(旧出前リーダーサポート塾)を全県下に広報し活用を図る。 ・SNS体験アプリの開発については, 方向性を変え「生活を豊かにするSNS利用に関する指導法の研究」-SNS体験ツールの開発を通して一として研究を進めることとした。 ・平成27年度中に全県内の児童・生徒, 教職員約14,000人を対象のに情報モラル関係調査を実施した。平成28年度は, 調査結果を精査し, 上の研究に反映させる。
		<p>【子どもと親のサポートセンターの研修事業】</p> <p>小・中・高校生徒指導研修や教育相談基礎研修・上級研修・学校カウンセリング専門研修において, いじめ問題をテーマに具体的な事例検討を行うなどの研修を実施している。</p>	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを予防する手立てとして, 構成的グループエンカウンターなどを学ぶ機会を設定し, 学校現場での集団作りに役立つ研修を実施した。 ・いじめが起こってから対応を学ぶだけでなく, いじめ予防の視点での研修内容を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な校種の課題に具体的に对应できる研修を企画する必要がある。 ・より幅広い視点からいじめを理解できる研修を企画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの構造について具体的な事例から学べる研修を企画する。 ・問題解決型の研修内容から, 開発・予防的な視点での研修を増やし, 担当者と講師の打ち合わせを綿密にしながら受講者のニーズにあった研修を企画, 運営する。 ・来年度「いじめ問題対策リーダー養成集中研修」「いじめ防止対策研修会」及び「児童生徒の自殺予防対策研修会」を実施するにあたり, 内容を精選しより一層の研修の充実を図る。
		<p>【指導課主催の研修】</p> <p>いじめの問題に特化し, 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織のリーダーを養成する新たな研修を実施する。各学校のいじめ問題への対応力を高めるため, いじめの未然防止, 早期発見, 早期の適切な対応について, 必要な知識, 技術, マネジメント力を実践的な講義と演習により育成し, 問題の解決に向けた判断力と行動力を発揮する指導者を集中的に養成する。</p>	指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度は, 千葉市を除く公立の全小中高・特別支援学校の管理職を対象に, 「いじめ防止対策研修会」及び「児童生徒の自殺予防研修会」を, 県内7会場に分けて実施した。県の施策説明, 大学教授等の講演, さらに県スクールカウンセラースーパーバイザーの話やいじめ問題に取り組む先進校の発表などを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法や県いじめ防止対策推進条例に基づく, 学校での具体的な対策方法や危機管理のあり方について, 各学校に説明する機会ができたことで, いじめを積極的に認知し, 早期に解決するという考え方が浸透した。 ・ここ数年で, 様々ないじめ防止等のシステムが整ってきたが, すべての教員が十分に理解しているとは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度は, 研修対象者を, 校内においていじめの防止等の対策の中心となる生徒指導主事等とし, 児童生徒に対して直接指導する機会が多い教職員が, 迅速かつ適切にいじめ問題に対処する力を育成していく。 ・本事業の主管を, 平成28年度より指導課から子どもと親のサポートセンターへ移管する。

平成27年度県が実施するいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「5 ネットいじめ対策」

再掲	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題	今後の取組の方向性 (改善策等)
21	いじめ防止対策等推進事業(いじめ防止対策等に関する啓発資料作成)	いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応, 関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また, 家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び, いじめの理解やいじめへの対応, 相談窓口等について記載した, 児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。	指導課	<p>・いじめの防止等に関する児童生徒の意識啓発を図るため, いじめに対する考え方や, 相談窓口等について記載した, 児童生徒向けの「いじめ防止啓発カード」(名刺サイズ, カラー印刷, 発達段階に合わせた3種類)を作成し, 県内全ての国・公・私立の小・中・高・特別支援学校の全児童生徒に, それぞれ必要な種類を配付した。</p> <p>・昨年度作成した, 「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を増刷し, 県内の全ての国公立学校に配付した。また, 昨年度作成した, 発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を増刷し, 県内全ての国公立学校に配付した。(いずれも平成29年度入学・進級児童生徒・保護者用)</p> <p>・各学校におけるいじめ防止等の取組の充実, 教職員の指導力の向上を図るため, 昨年度作成した「教職員向けいじめ防止指導資料集」については, 各種研修等で積極的に活用した。</p>	<p>・「いじめ防止啓発カード」は, 表面では「いじめは絶対に許さない」という強い決意と, いじめに対する「4つの勇気(はなす勇気, やめる勇気, とめる勇気, みとめる勇気)」を示し, いじめに悩む子供たちに語りかけるとともに, 加害者・傍観者にならないよう呼びかけており, 裏面では「一人で悩まないで」と呼びかけて, 主な相談窓口の電話番号等を紹介している。名刺サイズのカードを全ての子供たちに配付し, 常時携帯してもらうことにより, 必要なときにいつでもいじめについて考えたり, 相談窓口が分かることによる効果が期待できる。</p> <p>・教職員向け指導資料集, 保護者向け及び児童生徒向け啓発リーフレット, 児童生徒向け啓発カードのいずれも, 有効に活用してもらうため, 今後も継続して様々な機会に広報し, 周知を図っていく必要がある。</p>	<p>・各種会議や連絡協議会等での指導・啓発資料についての広報, 各種研修での指導・啓発資料の活用, 活用例の紹介など様々な機会を通して, 効果的に活用されるよう努めたい。</p> <p>・平成28年度入学・進級する児童生徒用に「いじめ防止啓発カード」を増刷して配付する。</p> <p>・平成29年度入学・進級する児童生徒用に「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を増刷して配付する。</p> <p>・平成29年度入学する小学校1年生の保護者用に「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を増刷して配付する。</p>
27	非行防止教室	非行防止教室は, 児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として, 小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て, 少年補導専門員などの警察職員を派遣し, 教材を使用して開催している教室であり, 児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。	県警本部	平成27年中において, 436回開催した(前年比+64回)。	<p>・少年を巡る問題は, 凶悪・悪質な事件の発生やいじめ問題など, 加害と被害の両面において, 深刻な状況にあることから, 少年の規範意識の向上が一層求められている。</p>	<p>・少年の規範意識の向上は, 犯罪の抑止のみならず, いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから, 学校の理解と協力を得て, 今後とも積極的に実施する。</p>

平成27年度県が実施するいじめ防止のための対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「6 調査研究」

No.	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題	今後の取組の方向性(改善策等)
30	いじめ防止対策等推進事業(千葉県いじめ対策調査会の開催)	大学の研究者, 心理等の専門家などの学識経験者からなる調査会であり「いじめの防止等に関する調査研究」「県が実施するいじめの防止等の対策に関する審議」「重大事態が県立学校に発生した場合における, その事実の確認並びに調査及び審査」を行う。	指導課	<p>・「千葉県いじめ防止対策推進条例」に基づき策定した「千葉県いじめ防止基本方針」により, 県教育委員会は, 毎年, 県が実施するいじめの防止等のため対策の実施状況その他いじめに関する資料等を千葉県いじめ対策調査会に提出し, いじめ防止等に関する調査研究及びいじめの防止等のための対策に関する施策事業の点検評価を受けている。平成27年度については, 平成27年6月1日(月)に実施した平成27年度第1回いじめ対策調査会において行った。</p> <p>・平成27年度は, 県教育委員会が調査主体となつて行う重大事態が発生しなかったため, いじめ対策調査会による事実の確認並びに調査及び審査は実施しなかった。</p>	<p>・委員の方々の, 御自身の職務における業務のスケジュールが過密なため, 会議開催の日時の調整がやや難しい。</p> <p>・調査会当日は, 時間が限られているため, 一つの施策事業に関して十分な審議ができない面がある。</p>	<p>・調査会が開催される前に, 各委員に事前に資料を提出し, 議論の課題を明確にしておくとともに, 調査会当日には, 各事業担当者が出席し, 効率的に審議が進行するようにする。</p> <p>・重大事態が発生し, 調査を行うことになったときなどには, 速やかに本調査会を開催できるように, 委員の招集等について迅速に対応をする。</p>
31	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	児童生徒の生徒指導上の諸問題の現状を把握し, 今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査である。いじめの問題以外にも暴力行為, 不登校などについての調査も実施しており, いじめ問題を考える上での基礎資料となる。	指導課	<p>・県内の公立学校の調査結果を6月末に文部科学省に提出。27年度は文部科学省により, いじめに関する調査の見直しが行われたため, その調査結果については9月中旬に提出した。9月16日と10月27日(いじめに関する調査)の全国の結果公表に合わせて, 千葉県の結果を公表した。その後, 各種会議や研修会で, 結果概要を伝えとともに, 本県はいじめ問題への取組について説明を行った。また, 各学校へ結果の通知も行った。</p>	<p>・いじめに関する調査の見直しが行われたこともあり, 積極的ないじめの認知が進み, 平成26年度のいじめの認知件数は, 25, 811件となり, 平成25年度より5, 624件増加した。千葉県公立学校の1000人あたりの認知件数は, 44. 1件と全国平均(13. 7件)を大きく上回る結果となった。</p> <p>・平成26年4月からのいじめ防止対策推進条例の施行, 同年8月の千葉県いじめ防止基本方針の策定を受けて, 県を挙げての取組が進む中, 各学校はいじめ問題に対する取組状況をより詳しく把握する必要がある。</p>	<p>・文科省の問題行動調査を実施する際に, 引き続きいじめに関する県独自の調査を併せて行うこととする。具体的な質問は, 以下の通り。</p> <p>①学校いじめ防止基本方針についての取組</p> <p>②いじめ防止対策のための組織による会議の開催回数</p> <p>③保護者に対していじめについての相談窓口の紹介をしたか</p> <p>④インターネットを通じて行われるいじめの防止のための取組</p> <p>⑥いじめへの対応における課題</p> <p>各学校の取組等の状況を調査・分析することにより, 学校現場における, いじめの防止等のための対策のより一層の充実に資するとともに, いじめの未然防止, 早期発見・早期対応につなげていく。</p>
再掲9	いじめ対策等生徒指導推進事業	不登校児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ, より一層きめ細かな支援を行うため, 教員や訪問相談担当教員・SSWの研修, スクールアドバイザー事業等を通して, 学校・家庭・関係機関が緊密に連携した支援の整備に係るネットワークづくりを行っている。	指導課	<p>・「学校支援事業」としては, 所員が学校に訪問し, 事例検討会等を行い, 教職員の資質力量の向上を図った。教育相談ネットワーク連絡協議会では, 事例検討会等を通して地域における効果的な関係機関の連携強化を図った。</p> <p>・子どもと親のサポートセンターにおいて, 不登校の子どもに対して, 異年齢によるグループ活動により社会性を高める「サポート広場」などを実施し, 学校復帰に向けた支援をするとともに, 保護者に対しては, 発達に即した子どもの理解を深め効果的な支援の在り方を考える懇談会やセミナーを開催した。</p>	<p>・「学校支援事業」においては, 教職員の資質力量の向上に努め, 効果を上げている。相談内容として, 福祉的な対応や特別支援を必要とする事例が増加している。</p> <p>・子どもと親のサポートセンターで開催する事業は参加者から良い評価を得ている。しかし遠方の子供や保護者は参加しにくいとの声がある。</p>	<p>・今後は, 県内各地で児童生徒や保護者を支援できる体制づくりと, 市町村教育委員会等との連携をさらに充実させる。</p> <p>・福祉関係機関(児童相談所・市町村福祉担当課等)とのネットワークの構築や, 総合教育センターの特別支援教育部との連携支援を充実させる。</p>